学校法人夙川学院　コンプライアンス推進規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人夙川学院（以下「学院」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、学院の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において「役職員」とは、学院の役員及び職員をいう。

２　この規程において、「コンプライアンス」とは、役職員が、確固たる倫理観を持って学院の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に学院の業務を遂行するため、法令及び寄附行為その他の学院の諸規程を遵守することをいう。

３　「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものである。

４　「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、学院が文章により定めた規範を含むものである。

（理事長の責務）

第３条　理事長は、学院のコンプライアンス推進の最高責任者として、すべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と締約を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスにかかわる役職員への研修、教育及び啓発活動を継続して実施する等により、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

（役職員の責務）

第４条　役職員は学院の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

２　役職員は、学院の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは学院の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

（常任理事会での審議）

第５条　理事長は、第３条に定める責務を果たすため、次に掲げる事項を常任理事会で審議するものとする。

(1) コンプライアンスを推進し管理する体制を整備し、見直す基本方針を決定すること。

(2) 不正行為の防止及び再発防止等に係る役職員への研修、教育及び啓発計画を樹立し、実施すること。

(3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。

(4) コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策を樹立し、実行するための方策

(5) この規程を含むコンプライアンスに関する規程全体の運用状況を点検し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。

(6) その他コンプライアンスを推進するため、必要であるとして理事長から諮問された事項

（コンプライアンスのための教育）

第６条　学院は、役職員に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研

修を定期的に実施するものとする。

（監　査）

第７条　監事は、理事の業務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、理事会に報告する。

２　内部監査室は、職員の職務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、理事長に報告する。

３　前２項の監査及び内部監査に関する規程は、別に定める。

（点検・改善）

第８条　学院は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

（細則・マニュアル等）

第８条の２　この規程の実施に必要な事項は、細則又はマニュアル等で定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則

１　この規程は、2025 年 4 月 1 日より施行する。

２　この規程は、2025 年 12 月 22 日より施行する。